

函館市児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の
開始等の届出に関する要綱

第1 趣 旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定める障害児通所支援事業の開始等の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 届 出

- 1 法第34条の3第2項の規定による届出は、別記第1号様式の届出書によりしなければならない。
- 2 法第34条の3第3項の規定による届出は、別記第2号様式の届出書によりしなければならない。
- 3 法第34条の3第4項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書によりしなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

障害児通所支援事業開始届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名
称および代表者の氏名) 印

障害児通所支援事業を開始するので、次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類および内容
- 2 定款その他の基本約款 別添のとおり
- 3 職員の定数および職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人
		人
		人

- 4 主な職員の氏名および経歴

職 種	氏 名	経 歴

- 5 事業を行おうとする区域
- 6 事業の用に供する施設の内容
 - (1) 名称
 - (2) 種類
 - (3) 所在地
 - (4) 利用定員
- 7 事業開始の予定年月日 年 月 日
- 8 収支予算書および事業計画書 別添のとおり

障害児通所支援事業変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名
称および代表者の氏名) 印

障害児通所支援事業の届出事項に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

1 事業の種類

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

3 変更の理由

注 変更の日から1月以内に届け出てください。

障害児通所支援事業廃止(休止)届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名
称および代表者の氏名) 印

障害児通所支援事業を廃止(休止)するので、次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 廃止または休止の予定年月日 年 月 日
- 3 廃止または休止の理由
- 4 現に便宜を受けている者に対する措置
- 5 休止の場合の予定期間 年 月 日～ 年 月 日